

魚津市告示第18号

魚津市水産業経営安定補助金交付要綱の一部改正について
魚津市水産業経営安定補助金交付要綱（平成20年魚津市告示第124号）の
一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

魚津市長 村椿 晃

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる事業のうち、次の事業に係る補助率及び補助金限度額については、別表に定める補助率及び補助金限度額の2倍以内とする。
- (1) 他の市町村のモデルとなるような先導性又は戦略性が認められる事業
 - (2) 前号のほか、特に市長が水産業の振興に資すると認める事業
- 附 則

この告示は、公表の日から施行する。